

平成 28 年 2 月 24 日、26 日 稲羽地区 地域ケア連絡会

『どうして良いかわからない!“さぼーと”に聞いてみよう！～ほんとに身近な成年後見～』

各務原市社会福祉協議会 生活相談センターさぼーと センター長 社会福祉士
土屋直樹 先生 資料と講義の内容から (抜粋)

◇成年後見制度の利用が必要となる時

具体的には、

- ①介護施設の入所や介護サービスの利用②消費者被害の防止③預貯金の管理
- ④不動産の売買⑤遺産相続 など

↓

申立の動機（平成 26 年 岐阜家庭裁判所 全 436 件）

- ①預貯金の管理・解約（361 件）②介護保険契約（163 件）③相続手続（104 件）
- ④不動産の処分（88 件）⑤保険金受取（46 件）



◇後見人には誰になる？

特に資格は必要ありません。

- ①親族後見人⇒子・配偶者・兄弟姉妹
 - ②専門職後見人⇒弁護士、司法書士、社会福祉士等
 - ③第三者後見人（②も含む）⇒社会福祉協議会、法人、市民後見人等
- 平成 26 年から親族でない第三者が過半数となる。

↓

成年後見人と本人の関係別件数（平成 26 年 岐阜家庭裁判所 全 436 件）

- ①子（97）②司法書士（90）③弁護士（85）④その他法人（65）
- ⑤その他親族（31）⑥社会福祉士（30）⑦兄弟姉妹（19）⑧配偶者（15）
- ⑨親（13）⑩社会福祉協議会（2）⑪税理士（1）

◇成年後見制度を利用するには

家庭裁判所に申立をする必要がある。

申立ができる人⇒本人か夫や妻、子、父母、兄弟姉妹など 4 親等内の親族。

知人や友人は申立はできない。

身寄りのない人、親族が申立をしてくれない場合には、市町村長が申立できる。

↓

申立人と本人の関係別件数（平成 26 年 岐阜家庭裁判所 全 436 件）

- ①子（152）②兄弟姉妹（78）③その他親族（57）④市町村長（43）⑤本人（41）
- ⑥配偶者（31）⑦親（27）

◇成年後見制度のここが聞きたい

(Q) 申立はどこの裁判所に行うの？

(A) 原則として、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立をします。住所地とは、通常は住んでいる所で住所（住民票記載の場所）または、居所（日常生活しているところ）になります。老人ホーム入所中や長期入院中は、生活の本拠地と判断する場合があります。各務原市の方は「岐阜家庭裁判所」になります。

(Q) 申立書類を書くのが難しそうだが？

(A) 申立者が書類を作成するのが大変なときは、司法書士、弁護士に依頼することができます。当然費用が発生しますので、さぼーとでは、まず裁判所で制度の説明を受け、必要書類セットを受け取り、自身で申立をしてはどうでしょうかとお話します。書類の作成に関するアドバイスはさぼーとで行います。

(Q) 費用はかかりますか？

(A) ①申立には、診断書代、切手、収入印紙、戸籍謄本等交付費がかかります。他に鑑定費用が必要な場合があります。

②活動開始後の費用として、後見人が活動するための経費（交通費や各種証明書類等）は実費を本人が負担します。

③成年後見人への報酬が必要な場合があります。

(Q) 報酬はいくらですか？

(A) 成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の審判を申立て、家庭裁判所が報酬額を決定します。報酬額は後見活動の内容と本人の財産状態等を総合的に勘案して決定されます。東京家庭裁判所では「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表しています。

(Q) お金がないと成年後見制度は使えないのですか？

(A) ①申立経費は申立人の負担②後見活動に伴う経費と報酬は本人の支弁であるため、経済的負担が困難な方への援助の仕組みがあります。「成年後見制度利用支援事業」といいます。

(Q) 申立は取り下げたり、選任された後見人を交代してもらうことはできますか。

(A) 原則できません。

(Q) 後見人を決めて申立はできますか。

(A) 申立書に候補者を記載できます。しかし必ず選任されるわけではありません。

(Q) 後見人の選任はどのように決められるのでしょうか。

(A) 家庭裁判所が次を考慮しもっとも適切な者を選任します。

①本人の心身及び生活の状態並びに財産の状況②成年後見人等の候補者の職業、経歴

③成年後見人等の候補者と本人の利害関係④本人の意見

(Q) どのくらいの期間で、後見人は選任されますか。

(A) 申立をして2ヶ月以内⇒74%（1ヶ月以内⇒34.4%）

（平成26年岐阜家庭裁判所の状況から）

